

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和4年度
計画主体	中間市

## 中間市鳥獣被害防止計画

### <連絡先>

担当部署名 建設産業部 産業振興課  
所在地 中間市中間一丁目1番1号  
電話番号 093-246-6235  
FAX番号 093-244-1342  
メールアドレス sangyoushinkouka@city.nakama.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。  
2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、スズメ、カラス、ムクドリ、ドバト、タヌキ、イタチ、アライグマ、アナグマ
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	別紙捕獲実施区域図のとおり

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成30年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
スズメ	水稲	—
ドバト	大豆	—
カラス	麦	0.58ha 147千円
	大豆	—
ムクドリ	水稲	—
イノシシ	野菜	—
アライグマ	野菜	—
タヌキ	野菜	—
イタチ	野菜	—
アナグマ	野菜	—

※ 前年度の被害状況の数値が無い場合、直近の被害現状を参考とする。

(2) 被害の傾向

近年、カラスによる農作物被害が増加している。これは、遠賀川の河川内にある中島の開発工事により、生息区域が変わったと考えられ、今後開発が進むにつれ、被害が増加すると推測される。

イノシシは、中島の開発工事により、生息区域を失った個体が農村地域に出没しており、今後被害が発生する恐れがある。

スズメ、ドバト、ムクドリ等の鳥類、アライグマ、タヌキ、イタチ、アナグマ等の中型哺乳類は最近、市民から生活被害の相談が増えており、被害が本格的に拡大しないよう早急な対策が必要である。

(3) 被害の軽減目標

指標		現状値（平成30年度）	目標値（令和7年度）
スズメ	被害面積	—	—
	被害金額	—	—
ドバト	被害面積	—	—
	被害金額	—	—
カラス	被害面積	0.58 ha	0.52 ha
	被害金額	147 千円	132 千円
ムクドリ	被害面積	—	—
	被害金額	—	—
イノシシ	被害面積	—	—
	被害金額	—	—
アライグマ	被害面積	—	—
	被害金額	—	—
タヌキ	被害面積	—	—
	被害金額	—	—
イタチ	被害面積	—	—
	被害金額	—	—
アナグマ	被害面積	—	—
	被害金額	—	—

※ 前年度の被害状況の数値が無い場合、直近の被害現状を参考とする。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	イノシシ、カラス、スズメ、ドバト、ムクドリの駆除は遠賀郡猟友会に依頼している。	イノシシの捕獲については捕獲罠の設置等、計画的に行う必要がある。 鳥類による被害については、適期に駆除に取り組める体制づくりが必要である。
防護柵の設置等に関する取組	なし	なし
生息環境管理その他の取組	イノシシ等の生息状況調査を遠賀郡猟友会に依頼している。	近年市街地への出没も増えていることから、生息状況調査を行い、被害防止に努める必要がある。

(5) 今後の取組方針

- ①カラス、スズメ、ドバト、ムクドリ  
迅速な対応ができる猟友会に、捕獲の依頼を行う。
- ②イノシシ、アライグマ、タヌキ、イタチ、アナグマ  
個体数が把握されていないため、猟友会等と生息状況調査を実施し、箱罠を増設して計画的かつ効率的に罠を設置し捕獲を行う。また、効率的な対策ができるよう講習会等を開催し、新たな捕獲従事者の育成を図る。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

遠賀郡猟友会を主体とした有害鳥獣捕獲活動を行う。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
5年度	スズメ、ドバト、カラス、ムクドリ、イノシシ、アライグマ、タヌキ、イタチ、アナグマ	猟友会の協力を得て生息状況調査を実施し、箱罠の設置による捕獲を実施する。 猟友会との協力体制を強化する。 効率的な対策ができるよう講習会等を開催し、捕獲従事者の育成を図る。
6年度	スズメ、ドバト、カラス、ムクドリ、イノシシ、アライグマ、タヌキ、イタチ、アナグマ	猟友会の協力を得て生息状況調査を実施し、箱罠の設置による捕獲を実施する。 猟友会との協力体制を強化する。 効率的な対策ができるよう講習会等を開催し、捕獲従事者の育成を図る。
7年度	スズメ、ドバト、カラス、ムクドリ、イノシシ、アライグマ、タヌキ、イタチ、アナグマ	猟友会の協力を得て生息状況調査を実施し、箱罠の設置による捕獲を実施する。 猟友会との協力体制を強化する。 効率的な対策ができるよう講習会等を開催し、捕獲従事者の育成を図る。

### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
福岡県鳥獣保護管理事業計画及び福岡県第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画を厳守し、過去の捕獲実績をもとに、被害軽減目標を達成するために捕獲数を設定した。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
スズメ	30	30	30
ムクドリ	30	30	30
カラス	30	30	30
ドバト	30	30	30
イノシシ	25	25	25
アライグマ	15	15	15
タヌキ	15	15	15
イタチ	15	15	15
アナグマ	15	15	15

捕獲等の取組内容
有害鳥獣の捕獲は作物の収穫時期等にあわせ、適宜行う。 捕獲区域は別紙捕獲実施区域図のとおりとする。 イノシシの捕獲については銃器及び箱罠で捕獲する。 カラスの捕獲については銃器で捕獲する。 スズメ・ドバト・ムクドリの捕獲については網罠で捕獲する。 アライグマ・タヌキ・イタチ・アナグマについては箱罠や銃器で捕獲する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

### (4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣

#### 4. 防護柵の設置等に関する事項

##### (1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	年度	年度	年度

##### (2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	年度	年度	年度

#### 5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	スズメ、ドバト、カラス、ムクドリ、イノシシ、アライグマ、タヌキ、イタチ、アナグマ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害防止計画資料等の配布</li> <li>・地域農家による追い払いなどの活動が行える体制整備確立を目指す。</li> <li>・「ひこばえ」の早期すき込み。</li> <li>・箱罠を設置する。</li> </ul>
令和6年度	スズメ、ドバト、カラス、ムクドリ、イノシシ、アライグマ、タヌキ、イタチ、アナグマ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害防止計画資料等の配布</li> <li>・地域農家による追い払いなどの活動が行える体制整備確立を目指す。</li> <li>・「ひこばえ」の早期すき込み。</li> <li>・箱罠を設置する。</li> </ul>
令和7年度	スズメ、ドバト、カラス、ムクドリ、イノシシ、アライグマ、タヌキ、イタチ、アナグマ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害防止計画資料等の配布</li> <li>・地域農家による追い払いなどの活動が行える体制整備確立を目指す。</li> <li>・「ひこばえ」の早期すき込み。</li> <li>・箱罠を設置する。</li> </ul>

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
折尾警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害防止対策の指導</li> <li>・有害鳥獣の捕獲実施時の事故防止</li> </ul>
福岡県八幡農林事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害防止対策の指導</li> </ul>
遠賀郡猟友会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有害鳥獣の捕獲</li> </ul>
中間市産業振興課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有害鳥獣の捕獲依頼</li> <li>・関係機関との連絡調整</li> <li>・被害防止対策有害鳥獣の捕獲依頼</li> <li>・被害状況、目撃情報の把握</li> </ul>

(2) 緊急時の連絡体制

別紙のとおり
--------

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

<p>イノシシについては、現地等での適切な埋設処理及び衛生に留意した自家消費を行う。</p> <p>カラス等の鳥類は、捕獲者は全量回収し、適切に埋設する。</p> <p>アナグマ等の小動物類は、適切にごみ処理として、ごみ処理センターに出している。</p>
---

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	
ペットフード	
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	

(2) 処理加工施設の取組

なし

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

なし

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	中間市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
北九州農業協同組合	農業者被害情報収集・提供
遠賀郡猟友会	被害対策の調査、検討、実施
福岡県農業共済組合	農業者被害情報収集・提供
中間市	連絡調整係

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
宗像遠賀保健福祉環境事務所	有害鳥獣の捕獲や鳥獣被害防止対策実施に関する総合的な助言
福岡県八幡農林事務所	鳥獣被害防止対策実施に関する総合的な助言
福岡県八幡農林事務所 北九州普及指導センター	鳥獣被害防止対策実施に関する総合的な助言

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成26年2月に設置。構成員は、中間市産業振興課職員及び遠賀郡猟友会会員とする。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

近隣市町と連携し、広域的な駆除体制の強化を図る。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

福岡県及び各関係機関との連携を図り被害の減少を目指す。